

2019年度 特別研究推進費実績報告書

2020年 4月 15日

北九州市立大学長 様

(所属・職名)

法学部法律学科・准教授

(氏名)

近藤 卓也

2019年度に交付を受けた特別研究推進費に係る研究実績について、
次のとおり報告します。

研究課題名	公務員個人の損害賠償責任の日米比較					
実施内容・研究成果の要旨 (概要書を別途添付)	<p>わが国の国家賠償法1条は、「公務員が、……他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」として、国家賠償責任を定めている。この条文は、あくまで国・公共団体が損害賠償責任を負うことを認めたものであって、公務員個人がまったく責任を負わないとは一言も述べていないが、昭和30年の最高裁判決以来、最高裁は一貫して公務員の個人責任を否定している。他方、アメリカにおける連邦公務員の損害賠償責任法制は、判例法理による損害賠償、すなわちBivens型訴訟(Bivens action)が中心となる。連邦最高裁判所は、1971年のBivens判決において、連邦公務員の憲法的不法行為(constitutional tort)に対する損害賠償請求訴訟(Bivens型訴訟)を確立したが、現在は、Bivens型訴訟にかかる訴訟原因の認定に消極的な態度を示している。</p> <p>公務員個人の損害賠償責任に関する日米の状況を比較すると、いずれにおいても損害賠償請求訴訟そのものを通じた被害者救済には期待しがたい面があることは否定できない。しかし、公務員個人に対する損害賠償請求訴訟がまったく認められていないわが国に対して、アメリカにおいてはBivens型訴訟という訴訟形式自体は依然存続している。これにより、和解や自発的な訴えの取下げといった勝訴以外のかたちでの紛争解決が図られる場面が生じてくる。また、現実的には政府が補償を行うという実務的処理は、公務への萎縮効果をともしれば過度に意識するわが国の判例法理においても無理なく受け入れられるように思われる。</p>					
	合計	使用内訳 (単位:円)				
交付決定額	350,000	備品費	消耗品費	報酬	その他	旅費交通費
支出額	350,000		271,219			78,781
執行残額	0					
共同研究者	所属・職名	氏名		役割分担等		